学校生活における薬(内服薬・外用薬)の使用と管理について

1 与薬の方針と徹底について

与薬は医療的行為に関わることであるが、児童生徒の中には学校生活(宿泊学習を含む)を送る上で薬の使用を避けることのできない子どもがいる。そのため、やむを得ず保護者に代わり学校職員が与薬を行う場合、事故を未然に防ぐために、次のような方針で対応する。

方針:医療機関で処方された薬のみ(※)預かり保護者に代わって与薬するが、「薬の説明書のコピー」と「保護者の依頼書」を添えることを条件とする。ただし緊急時の薬については、上記 2 点に加えて、医師の指示が明記された「診療情報提供書」を提出することとする。

※生理痛用の鎮痛薬・酔い止め薬については、自分で内服をできる児童生徒であり、なおかつ自宅で常用しているものに限り、相談を受ける。その場合も「保護者の依頼書」を提出することとする。

2 与薬に必要な書類と保管場所・管理方法

【●→必ず提出 ○→必須ではないが必要に応じて提供を求める】

		診療情報提供書	保護者の依頼書	薬の説明書 のコピー	保管場所•管理方法	
緊急時の薬		•	•	•	坐薬二保健室で保管・管理	
日常的な薬		0	•	•	教室で管理	
一時的な薬		0	•	•	(与薬後、空の袋を持ち帰る)	
宿泊を伴う 学校行事で 使用する薬	日常的な薬	0	•	•	宿泊行事に引率する職員が保 管・管理	
	一時的な薬	0	•	•		

- ※ 緊急時の薬・・・児童生徒が「診療情報提供書」に指示されている薬を必要とする状態にある時、緊急時やむを得ず使用するものを指す。(坐薬、頓服の向精神薬等)
- ※ 日常的な薬・・・抗てんかん薬、抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、日常的に使用するものを指す。
- ※ 一時的な薬・・・かぜ薬、湿布薬、塗り薬等の薬で、期間が比較的短期間のものを指す。

3 注意事項

〈与薬全般に関すること〉

- 薬には児童生徒名を明記してもらうこと。
- **緊急時の薬は保健室で管理**し、与薬は原則として、**管理職の指示の元、養護教諭又は担任が行うこと。**養護教諭の不在時は、学級担任が与薬する。
- **宿泊を伴う学校行事や、校外学習で使用する薬**は、引率する職員が保管・管理する。(診療情報提供書と保護者の依頼書または薬の説明書のコピーも一緒に保管する。)宿泊を伴う学校行事や校外学習の計画は事前に養護教諭に連絡をすること。
- 与薬するときは、本人、診療情報提供書、依頼書、薬を2人以上の職員で確認すること。
- 薬の使用期限を守り、その都度新しいものに更新すること。

〈緊急時における坐薬の使用に関すること〉

○使用時の対応は「緊急対応マニュアル(てんかん発作他)」による。薬は年度末に保護者に一旦返す。

4 その他

○ 災害・非常時に備え、原則として 2 日分の内服薬と薬局からもらう「お薬手帳」や「お薬の説明書」(薬の使用量が正確に記載されているもの、コピー可)を本人の通学用カバンの中に入れてもらう。そのうち 1 日分は保健室預かりとする。災害発生時は保護者のもとへ一刻も早く帰すことを最優先にする。しかし、万が一、保護者のもとへ帰すことが困難になった場合、学校医や学校薬剤師、医療機関と連携し対応にあたる。

保護者 様

新潟県立駒林特別支援学校 校 長 樋口 尚

緊急時に使用する薬について

学校生活において、緊急時に使用する薬(坐薬等)を与薬する際の連絡を確実に行うことにより、与薬による 事故を未然に防ぎたいと考えています。つきましては、「保護者依頼書」、「薬の説明書のコピー」と医師からの 「診療情報提供書」を薬に添えて提出してください。

児童生徒の健康管理に万全を期したいとの願いをご理解の上ご協力をお願いします。

新潟県立駒林特別支援学校長 様

与 薬 依頼書(緊急時用)

学校生活において、緊急時、薬を使用するよう主治医より指示がありました。以下のとおり、与薬を依頼します。

小学部・中学部・高等部	児童生徒氏名
年 組	

- 1 薬剤名と使用量【 記入例 ダイアップ 6mg 1本 】
- 2 使用目的【 例 けいれん発作止め 】
- 3 使用の目安【 例 全身のけいれん発作が5分以上続いたとき 】 ※どのような状態の時に使用するのかできるだけ詳しくご記入ください。
- 4 使用方法及び使用上の注意

令和 年 月 日

保護者氏名 印

保護者 様

新潟県立駒林特別支援学校 校 長 樋口 尚

日常的な薬の与薬について

学校生活において、日常的な薬(*)を与薬する際の連絡を確実に行うことにより、与薬による事故を未然に防ぎたいと考えています。つきましては、「保護者依頼書」と「薬の説明書のコピー」を薬に添えて提出してください。

児童生徒の健康管理について万全を期したいとの願いをご理解の上、ご協力をお願いします。

(*)日常的な薬とは、抗てんかん薬や抗アレルギー薬など、日常的に使用するものを指します。

新潟県立駒林特別支援学校長 様

日常的な薬の与薬依頼書

学校生活において、薬を使用するよう医師より指示がありました。以下のとおり、与薬を依頼します。

	小学部·中学部·高等部	
1	薬の名前と薬の形状、何の薬か 薬の名前 〔 薬の形状 粉薬・錠剤・水薬・カプセル・その他(何の薬か 〔)
2	薬を使用する期間	
	令和 年 月 日~令和 年 月 日	
3	使用する薬の量と時間帯)
4	薬の保管方法)
5	薬を使用するにあたっての留意事項	
	令和 年 月 日	

保護者氏名

ΕD

保護者 様

新潟県立駒林特別支援学校校 長 樋口 尚

一時的な薬の与薬について

学校生活において、一時的な薬(*)を与薬する際の連絡を確実に行うことにより、与薬による事故を未然に 防ぎたいと考えています。つきましては、下記の「保護者依頼書」と「薬の説明書のコピー」を薬に添えて提出 してください。

児童生徒の健康管理について万全を期したいとの願いをご理解の上ご協力をお願いします。

(*) 一時的な薬とは、かぜ薬や湿布薬、塗り薬など医師から処方された薬で、使用期間が比較的短期間のものを指します。

新潟県立駒林特別支援学校長様

一 時 的 な 薬 の 与 薬 依 頼 書

学校生活において、医師より与薬の指示がありました。以下のとおり、与薬を依頼します。

	小学部·中学部·高等部 児童生徒氏名 年 組	
1	薬の名前と薬の形状、何の薬か 薬の名前 〔 薬の形状 粉薬・錠剤・水薬・カプセル・その他(何の薬か 〔))]
2	薬を使用する期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
3	使用する薬の量と時間帯)
4	薬の保管方法)
5	薬を使用するにあたっての留意事項	
	令和 年 月 日	
	保護者氏名	ЕД